

7 犬 高 号 外
令和 7 年 7 月 2 日

住宅リフォーム事業者 代表者 様

犬山市長 原 欣 伸
(公 印 省 略)

犬山市在宅高齢者住宅リフォーム費助成事業のお知らせについて (通知)

日頃は、高齢者福祉行政にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

当市では、在宅高齢者の福祉の向上を図るため、日常生活を容易にするために実施する住宅リフォーム工事に要する経費の一部を助成する事業を実施しております。

つきましては、対象になりうる高齢者またはその家族等から住宅リフォームに関する相談を受けた際には、当該事業をお知らせいただきますようご協力をお願いいたします。

なお、ご不明な点等ございましたら、お手数おかけいたしますが下記担当まで連絡いただきますようお願いいたします。

記

- | | |
|----------|---|
| 1. 事業名 | 犬山市在宅高齢者住宅リフォーム費助成事業 |
| 2. 対象者 | 以下の条件に全て該当する高齢者
(1) 市内に住所を有し、当該住所において日常生活を営むことに支障がある満65歳以上の者
(2) 住民税非課税世帯
(3) 申請をする日前6か月間において、介護保険要介護認定において「非該当」の判定を受けた者
(4) 過去に犬山市在宅高齢者住宅リフォーム費の助成を受けていない者 |
| 3. 助成金額 | 対象工事に要した費用の9割(10万円を上限) |
| 4. 事業の流れ | 対象となる高齢者のお住まいの高齢者あんしん相談センターにご相談いただき、対象要件等を確認しながら手続きを進めていきます。
※詳細は、別紙「犬山市高齢者住宅リフォーム助成事業の流れ」をご覧ください。 |

【担当】

犬山市役所健康福祉部高齢者支援課: 渡辺 (啓)

住 所 : 犬山市大字犬山字東畑36番地

電 話 : 0568-44-0325

FAX : 0568-44-0364

メール : 030200@city.inuyama.lg.jp

犬山市在宅高齢者住宅リフォーム助成事業

●対象者

以下の①～④のすべてに該当する65歳以上の虚弱な高齢者の方

- ①住民税非課税世帯の方
- ②6カ月以内に要介護認定において「非該当」と判定された方
- ③住民登録された住宅で日常生活を営むことに支障がある方
- ④過去に助成を受けたことがない方

●助成金額

工事費用の9割（上限は、10万円）

●対象となる工事

「介護保険で実施する住宅改修工事」に準じたりフォーム工事

①手すりの取り付け	廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路などに、転倒防止や移動補助のために手すりを取り付ける工事です。
②段差の解消	居室、廊下、トイレ、浴室、玄関などの各室間の段差や、玄関アプローチの段差を解消するために、敷居を低くしたりスロープを設置するなどの工事です。
③滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更	浴室の床を滑りにくいものに変更したり、通路面を滑りにくい舗装材へ変更するなどの工事です。
④引き戸などへの扉の取り替え	開き戸を引き戸や折り戸などに取り替えたり、ドアノブの変更、戸車を設置するなどの工事です。
⑤様式便器などへの便器の取り替え	和式便器から洋式便器へ取り替える工事です。
⑥その他①～⑤に付帯して必要な工事	手すり取り付けのための下地補強、便器の取り替えに伴う給排水設備工事、扉の取り替えに伴う壁の改修など。

※次のような場合は、リフォームの対象になりませんのでご注意ください。

- ・上記①～⑥以外の工事
- ・新築又は増築及び大規模な改築をする場合
- ・増築と同時に増築場所に工事を施す場合
- ・トイレの水洗化のみを目的とした工事
- ・老朽化による取り替え、修繕
- ・用具を置くだけの場合（工事を伴わないもの）

●留意事項

住宅リフォーム費の助成を受けられるのは、一度のみです。
申請前の工事は、対象外になります。

犬山市在宅高齢者住宅リフォーム費助成事業の流れ

① 介護認定申請

- ・お住まいの地区の高齢者あんしん相談センターに相談し、介護保険の認定申請をして、結果が「非該当」と判定される（6カ月以内）

【申請者⇄市】

② 自宅訪問（状況確認）

- ・高齢者あんしん相談センター職員が自宅訪問し、状況確認

③ 申請書等を提出

- ・以下の提出書類を市役所 高齢者支援課に提出
 - ①状況調査申請書（様式1） ②基本チェックリスト

まずは、お住まいの
高齢者あんしん相談センター
に相談してください！

【犬山北地区】	0568-62-1166
【犬山南地区】	0568-62-2270
【城東地区】	0568-61-7800
【羽黒・池野地区】	0568-68-1635
【楽田地区】	0568-68-6165

④ 状況調査結果通知書の交付

- ・提出書類に基づき高齢者支援課で審査をし、その結果を申請者へ状況調査結果通知書（様式2）により通知

却下通知

事業
非該当

該当通知

⑤ 住宅リフォーム費助成申請書の受理

- ・住宅リフォーム費助成申請書（様式3）の提出
 - 【添付書類】
 - ①工事費見積書
 - ②リフォーム計画図
 - ③改修前の写真（日付が入ったもの）
 - ④住宅所有者の承諾書（申請者と住宅の所有者が異なる場合）

【申請者または施工業者⇄市】

⑥ 住宅リフォーム費助成（決定・却下）通知書の交付

- ・住宅リフォーム費助成申請書に基づき高齢者支援課で審査をし、住宅

却下通知

助成
対象外

決定通知後

⑦ 住宅リフォーム施工

※ リフォーム内容に変更がある場合

- ・工事内容に変更が生ずる場合は住宅リフォーム費助成変更承認申請書（様式5）を提出
→高齢者支援課で審査をし、住宅リフォーム費助成変更承認（決定・却下）通知書（様式6）により審査結果を通知

⑧ 住宅リフォームの完了報告

- ・リフォーム完了後、住宅リフォーム費助成工事完了報告書（様式7）を提出
 - 【添付書類】
 - ①支払証拠書類（原本）
 - ②工事費内訳書
 - ③改修工事後の写真（日付が入ったもの）

⑨ 住宅リフォーム費助成額決定通知書の交付

- ・住宅リフォーム費助成工事完了報告書に基づき高齢者支援課で工事内容を審査し、住宅リフォーム費助成額の決定を通知
 - 【申請者】住宅リフォーム費助成額決定通知書（様式8）
 - 【施工業者】住宅リフォーム費助成受領委任払支給決定通知書（様式9）

⑩ 住宅リフォーム費助成金の支払い